



栃木県公報

平成23年
2月28日(月)
号外
第6号

目次

告示

○栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示の一部改正…………… 1

告示

栃木県告示第六十九号

栃木県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める金額の告示（昭和六十一年栃木県告示第七百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年三月一日から適用する。

平成二十三年二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

表診療料金の部先進医療告示第三第六号、第八号及び第十号に掲げるラジオ波焼灼療法に係る手術料の項の次に次のように加える。

先進医療告示第三第二十号に掲げる併用療法に係る投薬料	投与一回につき 二千百円（パクリタキセル及びカルボプラチンのうちパクリタキセルのみを投与する場合は、千七百円）
----------------------------	---

(医事厚生課)